

事務事業外部評価 について

1 外部評価の実施方法

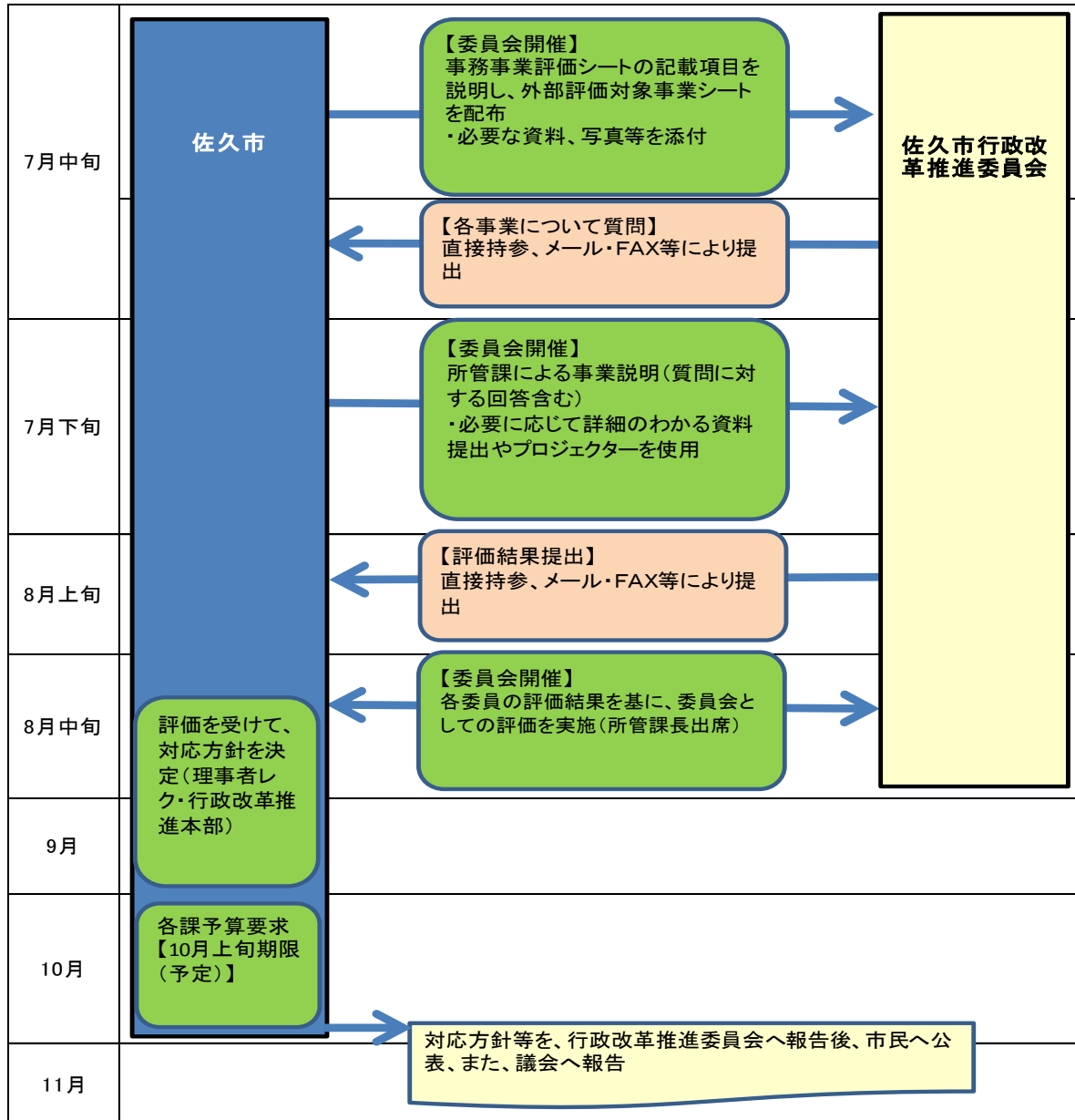
外部評価は対象となった全ての事業を、4年を目途に評価できるように割り振り、実施します。

評価は、以下のとおり佐久市行政改革推進委員会で行うこととします。

外部評価の流れ

- ① 事務事業評価シートの記載項目を行政改革推進委員会に説明し、対象事業の評価シートを配布【委員会開催】
- ② 各委員が対象事業に対する質問を次回委員会開催前に提出
- ③ 担当課から委員へ事業の説明（質問への回答含む）【委員会開催】
- ④ 説明・回答を参考に各委員が評価し、次回委員会開催前に評価結果を提出
- ⑤ 各委員の評価結果を基に委員会としての評価実施（所管課長出席）【委員会開催】
- ⑥ 評価結果を受けて、対応方針を決定し、予算要求等実施

対応方針は、ホームページなどにより、市民に公表することとします。



2 対象事業の選定

(1) 選定対象からの除外事業

事業の選定にあたっては、事務事業評価で評価対象とした事業の中から選定するものとします。

なお、事務事業評価は、平成23年度より、法定受託事務や事務の性質上、市に裁量の余地が無いものについては簡易管理としており、原則として、簡易管理とした事業は、今回の対象事業から除くものとします。したがって、簡易管理以外の事業で、下記の【外部評価の対象としない事業】に該当しないものにつきましては、すべて外部評価の対象事業とします。

【外部評価の対象としない事業】

- ① 法定受託事務など市に裁量の余地のない事業（法律により実施義務が規定されているが、市独自で取り組む余地があるものについては対象とする）
- ② 市、議会、委員会及び付属機関等の運営に係る基礎的事務事業
- ③ 施設等の新設、改良に係る実施段階の建設事業など
- ④ 平成27年度までに廃止・中止・完了が決定している事務事業
- ⑤ 支所において事務事業評価を行っているが、予算は本庁管理となっている事務事業
- ⑥ 事業開始から3年経過しない事務事業（平成24年度新規事業は、平成27年度の外部評価対象事業となる。）
- ⑦ 平成22年度及び23年度事業仕分けの対象となった事業（模擬事業仕分け含む）

(2) 事業の選定方法

①外部評価対象事業の選定

事業の選定にあたっては、事務事業評価シートを財政課及び企画課で内部チェックを行い、昨年度事業仕分け実施にあたって各課で分類した「仕分け対象外とする事業」を参考に、上記【外部評価の対象としない事業】を除き、各課へ確認のうえ、外部評価対象事業を選定します。（130事業程度の予定）

②外部評価対象事業割振り

選定した外部評価対象事業について、4年を目途に全て評価を実施するスケジュール（予定）を組み、それに沿って平成24年度対象となった事業について外部評価を実施します。

スケジュールの組み方としては、各課で対象となった事業を、同じ課に集中せず均等に実施されるよう企画課において調整します。

今年度は、外部評価実施1年目にあたるため、20事業程度を対象として実施することとし、平成25年度以降については、実際に評価を行った行政改革推進委員会の委員の皆様のご意見を参考に、一度に評価する事業数を検討し、スケジュールを組むこととします。